

西予市地域包括支援センター運営指針

追加修整を下線表記にしています。

- 地域包括ケアシステムの構築方針
- 市と地域包括支援センターの連携方針
- ニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針及び事業計画の策定
- 職員の資質向上に研修計画を含めた。
- 効果的なセンター運営の継続
 - ①自己評価と市の定期的な点検②センター情報の公表
- 介護事業者・医療機関・民生委員・介護相談員、ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築
- 公正・中立性確保のための方針
- 地域ケア会議の運営方針
- 個人情報保護の方針
- 苦情処理
- 事故報告
- 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
- 総合相談
- 権利擁護
- 包括的継続的ケアマネジメント
- 介護予防ケアマネジメント

平成 30 年度～平成 32 年度

西予市

目 次

- I 方針策定の趣旨
- II 地域包括支援センターの設置目的
- III 設置主体
- IV 基本的な事業実施方針
 - 1 地域包括ケアシステムの構築方針
 - 2 市とセンターの連携方針
- V 運営上の基本理念
 - 1 公益性の視点
 - 2 地域性の視点
 - 3 協働性の視点
- VI 業務推進の方針
 - 1 共通事項
 - 2 総合相談支援業務
 - 3 権利擁護業務
 - 4 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - 5 在宅医療・介護連携事業
 - 6 認知症総合支援事業
 - 7 介護予防ケアマネジメント事業
 - 8 介護予防の推進

I 方針策定の趣旨

西予市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営に当たり、基本的理念や業務推進に係る指針等を明確にするために以下の運営指針を定め、センター業務の円滑で効率的な実施を図るものとする。

II 地域包括支援センターの設置目的

センターは、市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置する。

III 設置主体

設置主体は西予市とする。

包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる社会福祉法人等へ委託できるものとする。

IV 基本的な事業実施方針

1 地域包括ケアシステムの構築方針

西予市型共生社会の実現を目指した、地域包括ケアシステムの構築推進する。

センターの設置責任者である市とセンターは協力し合い、家族の絆と地域のぬくもりを大切にする西予（第7期高齢者福祉計画介護保険計画将来像）を目指し“地域づくり”と“人づくり”により、介護・医療・福祉だけでなく地域も連携してともに支え助け合う地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係機関と連携しながら、切れ目ない支援体制の確立に取り組む。

また、高齢者・障がい者・子どもなど支援が必要な市民全てを対象とした、地域そのものを支援する福祉体制を展開し、西予市型共生社会の実現を目指す。

さらに、第7期計画に新設された高齢者の自立支援・介護状態の重度化防止に向けた取組及び介護給付適正化を一体的にとらえた施策の促進のための重点プログラムの推進に向けて市と協働して取り組む。

2 市とセンターの連携方針

市は、地域包括支援センター運営協議会を設置し、センターの公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図る。

また、連絡会議を定期的に開催するとともに、情報交換及び課題共有等を

行い、センター機能強化を図る。

V 運営上の基本理念

1 公益性の視点

センターは、運営費用が介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分認識し、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

2 地域性の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

3 協働性の視点

センターの保健師及び社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種がそれぞれの専門知識を生かした連携チームをつくり、職員相互が情報を共有しながら、理念や方針を理解した上で連携・協働の体制を構築し、様々な相談に応じる「チームアプローチ」を基本とする。また、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員、介護相談員等の関係者との連携を図りながら活動する。

VI 業務推進の方針

1 共通事項

(1) 職員体制

センターは、西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年西予市条例第2号)に基づき職員を配置する。

高齢者の人口規模や増加等、センターの業務量と役割に応じた適切な人員体制を確保する。

(2) ニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針及び事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じた重点課題と重点目標を設定し、創意工夫した事業運営に努める。

(3) 職員の姿勢

センター業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続するための支援であること念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行する。

(4) 職員の資質向上

センター職員は業務に必要な技術知識等の修得を積極的に行うとともに、センターの管理者はセンター職員が適切な研修が受けられるよう年間の研修計画を立案し、職員が計画的に適切な研修を受講できるよう配慮する。

一部のセンター職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有するために、受講報告、伝達の工夫等が行えるよう体制を整える。

(5) 効果的なセンター運営の継続

① 自己評価と市の定期的な点検

センターは、各年度の目標を設定し、目標達成に向けて事業運営に努めるとともに、毎年度毎に目標に対する事業評価を行う。

センターは、自己評価により課題を見出し、次年度に向けて課題解決方法を検討する。

市は、センターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行い、公平性・中立性の確保や効率的な取り組みが実施されているか確認する。

地域包括支援センター運営協議会の開催時には、センターは情報を提供し、不十分な点については改善に向けた取り組みを行い、中長期的な観点から一定の運営水準を確保する。

② センター情報の公表

センターは、地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等（名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績及び市町村が必要と認める事項）を幅広く周知することにより、センターの円滑な利用やその取り組みに対する住民の理解が促進される。

そのため、市は厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムも活用しながら、地域住民等に向けてセンターの情報を公表する。

(6) 書類等の管理

センターは、実績報告書、事業計画等の期日内提出を行う。相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

(7) 介護事業者・医療機関・民生委員・介護相談員、ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築

生活支援コーディネータと共に医療・介護のサービス提供のみならず、地域住民、ボランティア、地縁組織、シルバー人材センター、老人クラブ、

商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図るための事業（生活支援体制整備事業・・・西予市社会福祉協議会委託）に対して、包括が担う多様な事業を通じて、課題や事業を提言し、介護予防に資する人材育成の支援も行う。

（８）窓口機能の連携・強化

センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮して、住民からの相談を受け付けて集約しセンターへつなぐこと等を目的に、ランチ等を設置することができる。

（９）公正・中立性確保のための方針

介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録し運営協議会への報告、説明等へ協力する。

（10）地域ケア会議の運営方針

市及びセンターは、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、介護相談員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係団体により構成される、地域ケア会議を開催し、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援する。

個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結び付けていくため、会議の機能を理解し運営実施参加する。

会議を認知症・医療介護連携・生活支援・介護予防推進の四つの課題に分類し、PDCA サイクルを回す。

※地域ケア会議の機能

- ① 個別課題の解決
- ② 個別ケースの検討
- ③ 関係機関との連携構築
- ④ 地域課題の発見
- ⑤ 地域づくり、資源開発
- ⑥ 政策の形成

（11）個人情報保護の方針

センターが扱う個人情報の重要性を認識し、適切な保護のために、個人情報保護及び個人情報の取り扱いは、西予市個人情報保護条例に準じるものとする。

- ① センターは、地域の多くの相談者から利用される機関であるため、相談場所の確保等で来所者のプライバシーを保持するとともに、相談者の個人情報の保護については管理を徹底し、万全の措置を講ずる。
- ② センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることがないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守する。
- ③ 併設する事業所の職員等から閲覧されることができないよう措置を講ずる。

(12) 苦情処理

センターの提供した支援やサービスに対し利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応できるよう、苦情相談窓口を設置し、必要な援助を行う。また、苦情の有無を市に報告する。

(13) 事故報告

事故が発生した場合の市への報告は、介護保険法の介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に準じる。

(14) 広報活動

センターの業務を適切に実施し、業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報誌を活用し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

(15) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

センターは、介護支援専門員の資質の向上を図る観点から関係機関と連携し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。

また、介護支援専門員が抱える困難事例について具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

市とセンターは、介護支援専門員連絡会を定期的開催し介護支援専門員の能力向上を図り、自立支援に資する適切なケアプランの作成を目指す。

2 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築する。

高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を

受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

- (1) 地域の高齢者の状況の実態把握
- (2) 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援
- (3) 地域における多様な社会資源と連携した支援の実施
- (4) 権利擁護事業とリンクした地域ケア会議の実施

3 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。

- (1) 高齢者虐待防止に関する広報及び相談支援困難事例への対応
- (2) 成年後見制度の啓発と活用支援の強化
- (3) 消費者被害の防止
- (4) 老人福祉施設等への措置の支援
- (5) 社会的弱者の支援体制の構築と事業関係者のスキルアップを目的とした地域ケア会議の実施

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務（法第115条の45第2項第3号）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

- (1) 包括的・継続的なケア体制の構築
(ICT を活用した他職種連携体制の推進)
- (2) 介護支援専門員のネットワークの構築・活用
- (3) 日常的個別指導・相談支援困難事例等への指導・助言
- (4) 個別地域ケア会議の開催推進と情報整理、課題抽出

5 在宅医療・介護連携事業（法第115条の45第2項第4号）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一

体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。

- (1) 医療・介護サービス資源把握
- (2) 医療・介護連携推進会議の開催
- (3) 在宅医療・介護連携支援センター
- (4) 在宅医療・介護サービス情報共有支援
- (5) 在宅医療・介護関係者研修
- (6) 在宅医療・介護普及啓発
- (7) 地域ケア会議の開催

6 認知症総合支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

（1）認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

- ① 認知症初期集中支援チームの配置
- ② 訪問支援対象者の把握
- ③ 情報収集及び観察・評価
- ④ 初回訪問の支援
- ⑤ 初期集中支援の実施
- ⑥ 支援実施中の情報の共有

（2）認知症地域支援・ケア向上事業

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を推進する支援業務を行う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

- ① 認知症推進員の配置と推進員とチーム員の連携等専門者間の連携強化
- ② 地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図る取り組み
- ③ 地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制の構築整備
- ④ 認知症に対する知識普及啓発
- ⑤ 権利擁護業務、総合相談支援業務とリンクした地域ケア会議の開催

7 介護予防ケアマネジメント事業

第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）及び指定介護予防支援の実施に当たっては、共通の考え方に基づき、一体的に行う。

- ・自立支援のためのケアマネジメントの実践とサービスの適正な利用の推進。
- ・本人の社会参加を視野に入れ、インフォーマルなサービスや地域の互助力による支援体制を組み込んだケアプランの作成
- ・包括的継続的ケアマネジメント業務とリンクし、社会資源の発見と地域課題の抽出を目的とした地域ケア会議の開催。

（1）第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号二）

基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的としてその心身の状況、置かれている環境そのほかの状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう援助を行う。

（2）指定介護予防支援事業（法第115条22）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。

業務の実施に当たっては、指定介護予防支援基準を遵守する。

8 介護予防の推進

センターは、高齢者ができるだけ要介護状態とならないための予防や、要支援状態の軽減、悪化防止の介護予防事業を積極的に取り組む。

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職の適切な関与により、高齢者が生きがいをもって生活できるよう支援する。